

## 【テーマ】 パートタイム労働者の年次有給休暇の取得

Q Aさんは、契約期間1年、週3日、1日6時間勤務のパートタイマーとして10か月前に採用され、休むことなく働いています。

先日、私用で休みが必要になり、年次有給休暇（年休）を申請したところ、「パートには年休がない」と言われ認められませんでした。パートタイマーは、年休を取れないのでしょうか。

A 労働基準法では、使用者に対し、6か月以上継続して勤務し、その間の所定労働日数の8割以上出勤したすべての労働者について、7か月目から年休を付与することを義務づけています。

このことは、週労働時間が30時間未満であり、かつ、週所定労働日数が4日以下の労働者についてもあてはまります。ただし、付与される年休日（法律上定められた最低付与日数）は、フルタイムで働く人よりも少なくなります。もちろん、労働基準法は最低基準を定めているだけですから、これを超える年休日数を定めている会社もあります。

週3日、1日6時間勤務のAさんも、6か月以上勤務し、休むことなく出勤していますので、会社は、Aさんに対して、年休を付与する義務があります。

もっとも、会社は、年休取得が事業の正常な運営を妨げる場合には、他の日に変更を求めることができます（時季変更権）。ただし、その場合でも、まずは年休取得が実現するように、使用者には一定の配慮が求められます。例えば、代替要員確保の努力や他の社員へのシフト変更の打診などです。